

## 「室蘭市開港150年・市制施行100年記念」の冠使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、室蘭市開港150年・市制施行100年を記念して実施する事業に対して、「室蘭市開港150年・市制施行100年記念」の冠の使用（以下「冠使用」という。）を承認することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 冠使用の対象となる事業は、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に、各種団体、企業、市民が主催する室蘭市内で実施される事業とする。ただし、毎年度開催している事業にあっては、規模を拡大するなど従前の開催と比較して特別なものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、対象としない。

- (1) 市民の参加が限定されるもの又は市民に公開されない事業
- (2) 営利を主たる目的とする事業
- (3) 特定の思想、政治又は宗教的な内容を含む事業
- (4) 法令等に違反するもの又はそのおそれがある事業
- (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがある事業
- (6) その他市長が特に不適當であると認める事業

(使用の申請)

第3条 冠使用の承認を受けようとする者は、室蘭市開港150年・市制施行100年記念の冠使用承認申請書（様式第1号）に事業内容を示す資料その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長及び教育委員会が実施又は共催をする事業については、申請を省略することができる。

2 前項の規定による申請をした者は、室蘭市の後援を同時に申請することができる。

(使用の承認等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認又は不承認の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により承認の決定をしたときは、室蘭市開港150年・市制施行100年記念の冠使用承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第5条 市長は、前条第1項の決定に、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 市は、実施事業において冠使用を認めることのみをもって協力することとし、実施に係る経費等は負担しないこと。
- (2) 事業実施に付随する問題については、市は一切関知しないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(変更等の届出)

第6条 使用者は、事業の中止又は事業内容等が変更となった場合は、その旨を速やかに市長に

届け出なければならない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、冠使用を承認した事業が第2条第2項各号の規定に該当することが判明した場合は、承認を取り消すものとする。

(事業実績報告書の提出)

第8条 承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、冠使用の承認を受けた事業の終了日から30日以内に、室蘭市開港150年・市制施行100年記念の冠使用事業成果報告書（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

(冠の使用承認に関する事務)

第9条 冠使用の承認に関する事務は、総務部総務課が行うものとする。

(公式マークの使用)

第10条 使用者は、当該事業のチラシその他の事業周知において、記念事業の公式マークを使用できるものとする。

2 公式マークのデザイン、用途及び使用方法等は、別紙「室蘭市開港150年・市制施行100年記念事業キャッチフレーズ及び公式マークの使用について」に準ずる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。